

## むつ市原子力災害避難計画の修正概要

市では、むつ市地域防災計画（原子力編）に基づき、東北電力株式会社東通原子力発電所で原子力災害において、屋内退避、避難等の措置を定めることにより、住民の避難を迅速かつ円滑に実施し、住民の生命及び身体の安全を保護することを目的に、平成26年3月「むつ市原子力災害避難計画」を策定しました。

その後、平成26年7月、青森県において、住民等の効率的な避難を実現するため、広域避難に係る諸課題について検討する「原子力災害避難対策検討会」を設置し、平成28年3月に「東通原子力発電所の原子力災害時における広域避難の基本的な考え方」が示されました。この基本的な考え方及び国の原子力災害対策指針の内容を踏まえ、計画全体について見直しを行い、平成29年7月「むつ市原子力災害避難計画」を修正しました。

### 【主な修正点】

#### 原子力災害対策の基本的事項

- ・安定ヨウ素の取り扱い（追記） 【P9 第2章・第2節】  
原子力規制庁「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」に準拠し、服用対象者、服用回数、服用量及び配布等について記載しました。
- ・避難退域時検査及び簡易除染（追記） 【P10 第2章・第2節】  
避難時に汚染状況を確認する避難退域時検査及び簡易除染について、対象となる住民や手順のほか、検査場所の候補地を記載しました。

#### 住民の輸送及び避難誘導

- ・輸送計画（修正） 【P16 第4章・第1節】  
原則バスによる陸路での避難から、陸路と海路の2つの避難を基本とし、避難手段を第1手段から第3手段まで想定しました。
- ・一時集合場所及び避難先（修正・追記） 【P30 第4章・第2節】  
青森市及び川内地区の避難所のほか、五所川原市・黒石市・平内町の避難所を修正・追記しました。
- ・避難経路（修正・追記） 【P33 第4章・第3節】  
輸送計画の変更に伴い、陸路及び海路の避難経路図を追記しました。

- ・避難の誘導・避難状況の確認等（修正・追記）

【P36 第4章・第4節】

住民避難の誘導にあたり、交通規制を実施する場所等の調整を図るほか、避難を円滑に行うための対応及び避難時の留意事項を追記しました。

#### 要配慮者等への対応

- ・在宅要配慮者への対応（修正・追記） 【P39 第5章・第1節】

在宅の要配慮者が避難する際には、同居する家族が同伴することを原則としました。

- ・学校及び児童が通所する社会福祉施設等の避難（修正・追記）

【P44 第5章・第5節】

児童生徒等の防護措置の基本的な流れについて、市及び学校等施設の対応を追記しました。

- ・放射線防護対策施設の対応（追記） 【P53 第5章・第7節】

原子力災害時において、要配慮者及び住民等の屋内退避施設となる放射線防護対策施設の起動及び管理等について記載しました。